

「公社債の店頭取引等に関するワーキング・グループ」

(第13回) (書面開催)

2021年6月14日(月)

議 案

【審議事項】

- 統計情報の見直しに係る「個人向け社債等の店頭気配情報の発表等に関する規則」等の一部改正に関するパブリック・コメントの募集について

以 上



本協会が発表する統計情報の見直しについて (案)

2021年6月14日

公社債・金融商品部
市場統計業務室

I. アンケートの実施

1. 協会員の負担の軽減及び本協会の業務の合理化・効率化を目的とした統計情報の見直しの検討に当たり、利用状況及び必要性の利用実態を把握するため、①から⑨の統計情報の利用状況等に関するアンケートを実施

統計情報の名称	見直しの内容
① 個人向け社債等の店頭気配情報	発表方法等の変更
② 短期社債等の取引状況	廃止
③ 私募社債の取引状況	廃止
④ 貸付債権信託受益権等の取引状況	廃止
⑤ 有価証券店頭デリバティブ取引等状況	廃止
⑥ 証券化商品プログラムの設定状況	廃止
⑦ PSJ予測統計値	発表時限の変更
⑧ 店頭CFD取引状況	廃止
⑨ 証券化市場の動向調査(年度毎・データ)	廃止

2. アンケート実施期間 2021年4月1日(木)～4月30日(金)

3. アンケートの実施方法

対象者	方法
協会員	協会双方向WANを通じたアンケート
情報ベンダー	電子メールによるアンケート
一般利用者	協会ホームページにアンケートを掲載

Ⅱ. アンケートの結果

1. 回答結果

統計情報の名称	回答社数	発表の継続を希望
① 個人向け社債等の店頭気配情報	165 社 (協会員:153 社 バンダー: 9 社 その他: 3 社)	0 社
② 短期社債等の取引状況		2 社
③ 私募社債の取引状況		0 社
④ 貸付債権信託受益権等の取引状況		0 社
⑤ 有価証券店頭デリバティブ取引等状況		0 社
⑥ 店頭CFD取引状況		3 社
⑦ 証券化市場の動向調査(年度毎・データ)		4 社
⑧ 証券化商品プログラムの設定状況		1 社
⑨ PSJ予測統計値		0 社

2. 継続を希望する主な意見

② 短期社債等の取引状況

- 同様の統計情報である「発行期間別発行金額分布状況(金額)」(発表: (株)証券保管振替機構)は、発行期間4か月以上1年未満が1つの区分にまとめられているが、協会の統計情報は、4か月以上が1月毎に細分化されているため有用性が高い。

⑥ 証券化商品プログラムの設定状況

- 当該統計情報を廃止すると市場状況の把握が困難となる。

⑧ 店頭CFD取引状況

- 当該統計情報を基にCFD業界のシェア調査を行うとともに、マーケティング活動の根拠データとしても使用している。
- 当該統計情報しか業界全体の統計が存在しないため、参入を検討する業者にとって有用な情報。

⑨ 証券化市場の動向調査（年度毎・データ）

- 当該統計情報は、マーケティングやオリジネーション活動において積極的に活用されており、証券化市場に関する統計情報が限られている中、同市場の動向把握という観点で有用性が高い。
- 当該統計情報は、日本の証券化市場の動向を長期間、連続性・一覧性を以って知るうえで有益なレポート・データであり、特に、英語版レポートは海外市場関係者にとって貴重。

アンケートの結果、見直し対象の統計情報(9種類)のうち、「店頭CFD取引状況」及び「証券化市場の動向調査」(年度毎・データ編)については、継続を希望する比較的強い意見が複数の会員から寄せられたことを踏まえ、今後も引き継ぎ、集計・発表を続けることとしたい。

上記2種類以外の統計情報(7種類)については、いずれも利用状況が低く、継続を希望する割合(継続希望会社)も少ないことから、当初予定した対応案に沿って、見直しの手続きを進めることとしたい。

IV. 見直しの内容

統計情報の名称	見直しの内容	類似の統計情報	見直しの時期
個人向け社債等の店頭気配情報	公社債店頭売買参考統計値の発表様式に「個人向け社債等」であることを示す記号を付し、売参値（平均値・中央値・最高値・最低値）を個人向け社債等の店頭気配とする。	公社債店頭売買参考統計値	2022年4月1日（金）報告分から適用
短期社債等の取引状況	①売買高（「流通時における取扱高」）は、「公社債店頭売買高」に統合。	—	2022年5月10日（火）報告分（4月取引分）から適用
	②「発行時における取扱高」は、(株)証券保管振替機構の「発行期間別発行金額分布状況（金額）」により代替、報告・発表を廃止。	発行期間別発行金額分布状況	
私募社債の取引状況	①「売買高」は、重複報告のため「公社債店頭売買高」に一本化。 ②「引受額」「取扱額」は、報告・発表を廃止。	公社債店頭売買高	2022年4月8日（金）報告分（3月取引分）をもって終了
貸付債権信託受益権等の取引状況	報告・発表を廃止 （注）本統計の集計対象は、2種業の取引である。	—	
有価証券店頭デリバティブ取引等状況	報告・発表を廃止	モニタリング調査表	2021年10月15日（金）報告分（4月～9月取引分）をもって終了
証券化商品プログラムの設定状況	報告・発表を廃止	—	2021年10月8日（金）報告分（9月末分）をもって終了
PSJ予測統計値	発表日時（毎月1日、15日の16時）を翌営業日（毎月2日、16日の16時）に繰り下げる。	—	2021年8月2日（月）16時発表を8月3日（火）16時発表に変更
全国上場会社の取引パフォーマンスの状況	報告廃止・発表継続（集計を外部委託）	—	2021年7月9日（金）報告分（6月条件決定分）をもって報告終了

1. 「個人向け社債等の店頭気配情報の発表等に関する規則」の改正概要

- (1) 個人向け社債等の店頭気配情報に係る報告終了日、報告時限及び最終発表日について、売買参考統計値と同じ取扱いとする。
 - ・報告会員による店頭気配報告銘柄の報告終了日を「償還日の属する月の前年同月の最終営業日」から「償還日の5営業日前の日」に改める。(第8条第2項)
 - ・報告会員による店頭気配報告銘柄の報告時限を「午後7時00分」から「午後5時45分」に改める。(第9条第1項)
 - ・店頭気配情報の最終発表日を「償還日の属する月の前年同月の最終営業日の翌営業日」から「償還日の4営業日前の日」に改める。(第13条第2項)
- (2) 売買参考統計値発表制度選定銘柄である店頭気配報告銘柄については、売買参考統計値の発表様式に個人向け社債等であることを示す記号を付すこととし、売買参考統計値をもって発表することとする。(第12条第1項及び第3項)

【施行時期】 令和4年4月1日から施行(令和4年4月1日報告分から適用)

2. 「国内CP等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等に関する規則」の改正概要

- ・ 協会員による私募社債の取引の状況等について、報告及び発表に関する規定を廃止する。
(第11条第1項及び第2項)

【施行時期】 令和4年4月1日から施行(令和4年4月8日報告分(3月取引分)をもって終了)

3. 「有価証券の引受け等に関する規則」及び同規則に関する細則の改正概要

- (1) 引受会員による「株券等の引受けの状況」の報告に関する規定を廃止する。(第33条第1項)
- (2) その他所要の整備を図る。(第33条第2項乃至第4項、第37条、細則第8条、細則第10条、細則第16条及び細則第17条)

【施行時期】 令和3年8月1日から施行(令和3年7月9日報告分(6月条件決定分)をもって報告終了)

※ この改正は、統計情報の見直しに伴う形式的なものであり、また、投資者等に対して影響を及ぼすものではないことから、パブリックコメント手続は実施しない。

VI. 見直しのスケジュール

	2021年度											2022年度		
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
1. 「個人向け社債等の店頭気配情報」 (発表方法等の変更。売参値の発表様式に記号を付す。)	公社債店頭売買 6月第3週	公社債分科会 6月第4週	パブリックコメント (8月19日)	自主規制会議 7月20日	自主規制会議議長の報告 (9月第2週)	システム改修(6か月) 2021年10月～22年3月						2022年4月1日(金) 報告分から適用		
2. 「短期社債等の取引状況」 (流通時の取扱高を店頭売買高に組み入れ、発行時の取扱高を廃止)					システム改修(6か月) 2021年8月～22年1月						2022年5月10日(火) 報告分(4月取引分) から適用			
3. 「私募社債の取引状況」 (廃止)			パブコメ	報告							2022年4月8日(金) 報告分をもって終了			
4. 「貸付債権信託受益権等の取引状況」 (廃止)											2022年4月8日(金) 報告分をもって終了			
5. 「有価証券店頭デリバティブ取引等状況」 (廃止)	金融商品分科会 6月第4週	自主規制会議 7月20日			2021年10月15日(金)報告分(2021年4月～9月取引分) をもって終了									
6. 「証券化商品プログラムの設定状況」 (廃止)					2021年10月8日(金)報告分(9月末時点で存在しているプログラムの報告)をもって終了									
7. 「PSJ予測統計値」 (発表時限の変更)		PSJ 運営協議会 (7月第1週)	2021年8月2日(月)16時発表を8月3日(火)16時発表に変更											
8. 「店頭CFD取引状況」 (継続)	アンケート結果を踏まえ、集計・発表を継続													
9. 「証券化市場の動向調査」(年度毎・データ) (継続)	アンケート結果を踏まえ、集計・発表を継続													
10. 「全国上場会社のエクイティファイナンスの状況」 (外部委託)	引受WG 6月第3週	自主規制会議 7月20日	エクイティ分科会 7月第2週	2021年7月9日(金)報告分(6月条件決定分)をもって報告終了										

(参考)見直し後の個人向け社債等の店頭気配情報 (発表イメージ(エクセル版))

別紙 2

JSDA

新発表様式案 (イメージ)

公社債店頭売買参考統計値表

売買参考統計値は、公社債店頭売買の参考となる価格・利回りです。具体的な算出方法は次のとおりです。

(この価格・利回りによる売買取引等の約定を保証するものではありません。)

- ① 売買参考統計値とは、指定報告協会から報告を受けた気配(売り気配と買い気配の仲値)から算出した「平均値」、「中央値」、「最高値」、「最低値」の4つの値をいいます。社債等(社債、特定社債及び円建外債)以外の公社債については、報告気配値の上下一定社数を除外(上下カット)して算出しています。また、社債等については、報告気配値を上下カットせず、すべての報告気配値により算出しています。
- ② 「平均値」は算術平均値です。「中央値」は値を大きい順あるいは小さい順に並べた場合に、その中央に位置する値です。報告気配値が偶数個の場合は、真中の2つの平均となります。「最高値」は報告気配値の最高値、「最低値」は報告気配値の最低値で、それぞれ単価を基準としています。
- ③ 指定報告協会員は、発表日の前日の午後3時現在における額面5億円程度の売買の参考となる気配を本協会に報告しています。
- ④ 当日の報告会社が5社未満の銘柄については、売買参考統計値の算出対象外であり、報告社数欄に*印を付しています。
- ⑤ 国債の入札前取引において対象とする国債のうち、固定利付国債については「複利利回り」、変動利付国債については「基準金利に対するスプレッド(%)」、国庫短期証券については「単利利回り及び単価」を発表しています。なお、変動利付国債の「基準金利に対するスプレッド(%)」については、本システム上、「単価欄」に小数点2桁までの「絶対値(符号なし・999.99)」により表示していますので、御利用の際は御留意ください。
- ⑥ 物価連動国債については、「単価(連動係数を考慮しない)」を発表しています。
- ⑦ 変動利付債券等については、利率欄に*印を付しています。
- ⑧ 最高値と最低値の差(絶対値)が一定水準(0.5%)以上に広がった銘柄については、乖離欄に*印を付しています。
- ⑨ **個人向け社債等については、個人向け社債等欄に※印を付しています。**

(詳細は協会ホームページを御参照ください。)

2022年6月4日(土) 発表

銘柄種別 Issue Type	銘柄コード Code	銘柄名 Issues	償還期日 Due Date	利率 Coupon Rate	平均値 Average				中央値 Median (省略)	最高値 High (省略)	最低値 Low (省略)	報告社数 Number of Reporting Members	乖離 Deviation	個人向け社債等 Corporate and Samurai Bonds
					単価 Price(Yen)	前日比(銭) Change(0.01Yen)	複利利回り(%) Compound Yield	単利利回り(%) Simple Yield						
					<<社債等(放送債、東京交通債を含む。)>>									
40	090270600	新関西国際空港27	2026/03/19	0.05	99.94	0	0.062	0.061				6		
40	000012588	プレミアムウォーターHD1	2023/09/01	1.8	101.04	-1	1.328	1.320				5	*	
40	000708253	クレディゼン 70	2023/07/31	0.18	100.12	0	0.124	0.124				6		※
40	000488253	クレディゼン 48	2023/10/20	1.038	102.12	0	0.145	0.141				6		
40	000228267	イオン 22	2022/07/01	0.749	100.60	0	0.190	0.184	(省略)	(省略)	(省略)	7		
40	000489984	ソフトバンクG 48	2022/12/09	2.13	101.86	0	0.893	0.887				7		
40	000569984	ソフトバンクG 56	2026/09/17	1.38	100.34	-1	1.313	1.311				7		※
40	000820799	ヤンマーホールディングス1	2026/02/20	0.49	100.07	0	0.474	0.474				5		
					<円貨建外債>									
44	010220500	BFCM 23	2022/10/12	0.217	100.01	0	0.209	0.204				5		
44	010180506	BPCE劣 7	2026/07/13	1.8	102.11	0	1.371	1.357				5		※
44	010171071	アンデス開発公社 17	2026/02/26	0.35	100.00	0	0.350	0.348	(省略)	(省略)	(省略)	5		※
44	010091280	ケーティ 9	2022/07/19	0.22	99.87	0	0.335	0.327				5		

赤枠内:個人向け社債等であることが分かる記号を付す(発表項目の追加)

統計情報の見直しに伴う本協会諸規則の一部改正について（案）

令和3年6月14日
日本証券業協会

I. 改正の趣旨

本協会では、我が国の金融・資本市場に関する統計情報について、多様な利用者に広く有効活用していただくため、各種統計情報の集計を行い、本協会のホームページ上において発表している。

これらの統計情報については、「スクラップ・アンド・ビルド」の原則に則り、ニーズが乏しくなった統計情報や他の類似データにより代替が可能な統計情報の簡素化・廃止及び新たな取引・制度に係る統計情報の発表等を見直しに取り組んでいるところである。

今般、協会員における報告業務の負担軽減及び本協会の集計・発表業務の合理化・効率化を図ることを目的とした統計情報の見直しのため、本協会諸規則の一部を改正することとする。

II. 改正の骨子

1. 「個人向け社債等の店頭気配情報の発表等に関する規則」の一部改正

- (1) 報告会員による店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告終了日を「償還日の属する月の前年同月の最終営業日」から「償還日の5営業日前の日」に改める。 (第8条第2項)
- (2) 報告会員による店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告時限を「午後7時00分」から「午後5時45分」に改める。 (第9条第1項)
- (3) 売買参考統計値発表制度選定銘柄である店頭気配報告銘柄については、売買参考統計値の発表様式に個人向け社債等であることを示す記号を付すこととし、売買参考統計値をもって発表することとする。 (第12条第1項及び第3項)
- (4) 店頭気配情報の最終発表日を「償還日の属する月の前年同月の最終営業日の翌営業日」から「償還日の4営業日前の日」に改める。 (第13条第2項)

2. 「国内CP等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等に関する規則」の一部改正

協会による私募社債の取引の状況等について、報告及び発表に関する規定を廃止する。

(第11条第1項及び第2項)

3. 「有価証券の引受け等に関する規則」及び同規則に関する細則の一部改正

(1) 引受会員による「株券等の引受けの状況」の報告に関する規定を廃止する。

(第33条第1項)

(2) 上記3.(1)を踏まえ、所要の整備を図る。

(細則第16条)

(3) その他所要の整備を図る。

(第33条第2項乃至第4項、第37条、細則第8条、細則第10条及び細則第17条)

III. 施行の時期

1. 「個人向け社債等の店頭気配情報の発表等に関する規則」の一部改正

この改正は、令和4年4月1日から施行し、同日付けの報告及び当該報告に係る発表から適用する。ただし、同日以前に改正前の第13条第2項の規定に基づき最終発表日を迎えた店頭気配報告銘柄については、改正後の規定は適用しない。

2. 「国内CP等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等に関する規則」の一部改正

この改正は、令和4年4月1日から施行する。ただし、同年3月中の私募社債の取引の状況等に係る報告及び発表については、なお従前の例による。

3. 「有価証券の引受け等に関する規則」及び同規則に関する細則の一部改正

この改正は、令和3年8月1日から施行する。

※ この改正は、統計情報の見直しに伴う形式的なものであり、また、投資者等に対して影響を及ぼすものではないことから、パブリックコメント手続は実施しない。

パブリックコメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

① 募集期間：令和3年7月20日(火) から令和3年8月19日(木) 17:00 まで(必着)

② 提出方法：郵送又は専用フォームにより下記までお寄せください。

郵送の場合：〒103-0027 東京都中央区日本橋2丁目11番2号

日本証券業協会 公社債・金融商品部 宛

専用フォームの場合：<https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=XX>

(2) 意見の記入要領

件名を、以下のいずれかとし、次の①から⑥の事項をご記入のうえ、ご意見をご提出ください。

- ・「個人向け社債等の店頭気配情報の発表等に関する規則」に関する意見
- ・「国内CP等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等に関する規則」に関する意見

- ① 氏名
- ② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号）
- ③ 会社名（法人又は団体としてご意見を提出される場合、その名称をご記入ください。）
- ④ 意見の該当箇所
- ⑤ 意見
- ⑥ 理由

○ 本件に関するお問合せ先：

1. 「個人向け社債等の店頭気配情報の発表等に関する規則」及び「国内CP等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等に関する規則」に関するお問い合わせ先

公社債・金融商品部 (TEL 03-6665-6771)

2. 「有価証券の引受け等に関する規則」及び同規則の細則に関するお問い合わせ先

エクイティ市場部 (TEL 03-6665-6770)

以 上

「個人向け社債等の店頭気配情報の発表等に関する規則」の一部改正について（案）

令和3年6月14日
（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p>（報告会員による店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告開始日等） 第8条 （ 現行どおり ） 2 報告会員は、原則として、店頭気配報告銘柄の償還日の<u>5営業日前の日</u>まで、当該銘柄の店頭気配の報告を行うものとする。</p> <p>（報告会員による店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告方法等） 第9条 報告会員は、店頭気配報告銘柄の店頭気配について、毎営業日の原則午後5時45分までに、本協会に報告するものとする。 2 報告会員が本協会に報告する店頭気配は、0.001%刻みの単利利回りとする。</p> <p>3 （ 現行どおり ） 4 （ 現行どおり ）</p> <p>（店頭気配情報の発表等） 第12条 本協会は、報告会員から店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告を受け、店頭気配情報を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより発表する。ただし、店頭気配報告銘柄ごとの報告会員の名称の発表は行わないものとする。 1 <u>売買参考統計値発表制度選定銘柄である店頭気配報告銘柄</u> <u>売買参考統計値をもって発表する。なお、当該銘柄については、売買参考統計値発表制度選定銘柄の発表様式に個人向け社債等であることを示す記号を付して発表する。</u></p>	<p>（報告会員による店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告開始日等） 第8条 （ 省 略 ） 2 報告会員は、原則として、店頭気配報告銘柄の償還日の属する月の前年同月の最終営業日まで、当該銘柄の店頭気配の報告を行うものとする。</p> <p>（報告会員による店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告方法等） 第9条 報告会員は、店頭気配報告銘柄の店頭気配について、毎営業日の原則午後7時00分までに、本協会に報告するものとする。 2 報告会員が本協会に報告する店頭気配は、<u>価格及び利回りとし、価格については額面100円につき1銭刻みの裸値段とし、利回りについては0.001%刻みの単利利回りとする。</u></p> <p>3 （ 省 略 ） 4 （ 省 略 ）</p> <p>（店頭気配情報の発表等） 第12条 本協会は、報告会員から店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告を受け、<u>これに基づき、各報告会員の店頭気配を一覧表にした「個人向け社債等の店頭気配情報」を</u>発表する。ただし、店頭気配報告銘柄ごとの報告会員の名称の発表は行わないものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>2 前号に掲げる銘柄以外の店頭気配報告銘柄 <u>売買参考統計値発表制度選定銘柄の発表様式に準じて発表する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 店頭気配情報の発表は、<u>原則として、報告日の午後6時30分を目途に、行うものとする。</u></p> <p>(店頭気配情報の発表開始日等)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>2 店頭気配情報の最終発表日は、原則として、店頭気配報告銘柄の償還日の<u>4営業日前の日</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和4年4月1日から施行し、同日付けの報告及び当該報告に係る発表から適用する。ただし、同日以前に改正前の第13条第2項の規定に基づき最終発表日を迎えた店頭気配報告銘柄については、改正後の規定は適用しない。</p>	<p>2 (省 略)</p> <p>3 店頭気配情報の発表は、<u>報告日の翌営業日に、本協会の所定の様式により行うものとする。</u></p> <p>(店頭気配情報の発表開始日等)</p> <p>第13条 (省 略)</p> <p>2 店頭気配情報の最終発表日は、原則として、店頭気配報告銘柄の償還日の<u>属する月の前年同月の最終営業日の翌営業日</u>とする。</p>

「国内CP等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等に関する規則」の一部改正について（案）

令和3年6月14日
（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">（ 削 除 ）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和4年4月1日から施行する。ただし、同年3月中の私募社債の取引の状況等に係る報告及び発表については、なお従前の例による。</p>	<p><u>（取引状況等の報告及び発表）</u></p> <p><u>第11条</u> 協会員は、私募社債の取引の状況等について、所定の様式により本協会に報告するものとする。</p> <p><u>2</u> 本協会は、前項により協会員から報告された私募社債の取引の状況について発表する。</p>

個人向け社債等の店頭気配情報の発表等に関する規則 (平15. 2.19)

(目的)

第 1 条 この規則は、個人向け社債等の店頭気配情報の発表により、個人投資者層の市場参加を一層促進し、もって公社債市場の健全な発展及び個人投資者の保護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 個人向け社債等 国内において公募により円貨建て（払込元本、利金及び償還元本の全てが円貨であるもの）で発行される次の有価証券のうち、引受主幹事会員が主として個人に取得させることを目的に発行者から引き受けるものであって、第 3 条に基づき、当該引受主幹事会員から本協会に届出が行われたものをいう。
 - イ 金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 2 条第 1 項第 5 号に掲げる有価証券（新株予約権付社債及び短期社債を除く。）
 - ロ 金商法第 2 条第 1 項第 17 号に掲げる有価証券で同項第 1 号から第 5 号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債及び特定社債並びに短期社債等を除く。）
- 2 引受幹事会員 個人向け社債等の引受けに係る引受幹事会社（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 147 条第 1 項第 3 号に規定する引受幹事会社をいう。）となる会員をいう。
- 3 引受主幹事会員 個人向け社債等の引受けに係る主幹事会社（金商業等府令第 147 条第 1 項第 3 号に規定する主幹事会社をいう。）となる会員をいう。
- 4 店頭気配 報告会員が報告日の午後 3 時 00 分時点において顧客との間で行う額面 100 万円程度の個人向け社債等の店頭売買の際の基準となる気配（売り気配と買い気配の仲値）をいう。
- 5 報告会員 協会に対して店頭気配報告銘柄の店頭気配を報告しなければならない会員をいう。
- 6 報告免除会員 引受幹事会員のうち、原則として、個人との取引を行わない会員であって、店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告を行うことができない旨の理由を付して本協会に届け出た会員をいう。
- 7 売買参考統計値
発表制度指定報告
協会員 「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」（以下「公社債店頭売買参考値等規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する公社債店頭売買参考統計値発表制度における「指定報告協会員」をいう。
- 8 店頭気配報告銘柄 個人向け社債等のうち、報告会員が本協会に店頭気配を報告しなければならない銘柄として、本協会が第 4 条に基づき選定した銘柄をいう。
- 9 売買参考統計値
発表制度選定銘柄 公社債店頭売買参考値等規則第 3 条第 2 項に規定する公社債店頭売買参考統計値発表制度における「選定銘柄」をいう。

(個人向け社債等の引受けの届出)

第 3 条 引受主幹事会員は、主として個人に取得させることを目的として、発行者から自社が引受けを行

うとする個人向け社債等の証券情報の内容が記載された書面を当該個人向け社債等の発行条件決定後、所定の様式により遅滞なく本協会に届け出なければならない。

- 2 前項の届出は、引受けを行おうとする会員が2社以上あるときは、代表する1社がこれを行うことができる。

(店頭気配報告銘柄の選定基準)

第4条 本協会は、個人向け社債等のうち次の各号に掲げる要件を満たす銘柄を店頭気配報告銘柄として選定する。

- 1 当該銘柄の発行額面総額が100億円以上であること。
- 2 当該銘柄が取引所金融商品市場に上場されていない銘柄であること。
- 3 当該銘柄が固定利付かつ満期一括償還の銘柄であること。

- 2 本協会は、前項に規定する店頭気配報告銘柄の選定を当該銘柄の発行日の前営業日までに行うものとする。

(店頭気配報告銘柄の除外基準)

第5条 本協会は、店頭気配報告銘柄について、次の各号に掲げる事由により、引受主幹事会員から所定の様式により除外申請があったときは、当該銘柄を店頭気配報告銘柄から除外することができる。

- 1 当該銘柄について個人の保有割合が著しく減少したと認められる場合
- 2 当該銘柄の発行残高が繰上償還又は買入消却等により著しく減少した場合

- 2 本協会は、店頭気配報告銘柄について、次の各号に該当したときには、前項の申請にかかわらず当該銘柄を店頭気配報告銘柄から除外することができる。

- 1 当該銘柄の発行者等が破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てを行ったとき。
- 2 当該銘柄が期限の利益を喪失したとき。
- 3 当該銘柄の発行者等において、債務の一部又は全部が不履行となったとき。
- 4 その他本協会が必要と認めたとき。

(報告会員等の範囲)

第6条 報告会員は、次の各号に該当する会員とする。

- 1 店頭気配報告銘柄の引受幹事会員(報告免除会員を除く。)
- 2 店頭気配報告銘柄の引受幹事会員から委任を受けた会員(第7条第2項に規定する会員に限る。)であって、当該銘柄の店頭気配の報告を本協会に届け出た会員
- 3 店頭気配報告銘柄の引受幹事会員以外の会員(第7条第3項に規定する会員に限る。)であって、当該銘柄の店頭気配の報告を本協会に届け出た会員

- 2 報告免除会員になろうとする引受幹事会員は、店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告を行うことができない旨の理由を付して所定の様式により本協会に届け出るものとする。

(引受幹事会員以外の報告会員の取扱い)

第7条 引受幹事会員は、自社が引受けを行おうとする個人向け社債等の募集の取扱いを行う他の会員に対して、当該銘柄の店頭気配の報告を委任することができる。ただし、当該銘柄が第4条に規定する店頭気配報告銘柄として選定されない場合には、この限りでない。

- 2 前項により委任を受けた会員は、当該銘柄が第4条により店頭気配報告銘柄として選定された場合には、当該銘柄の店頭気配の報告を行う旨を所定の様式により本協会に届け出ることにより、当該銘柄の報告会員になることができる。ただし、本協会への届出は、原則として、当該銘柄の発行日の5営業日前までに行うものとする。

3 引受幹事会員以外の会員（売買参考統計値発表制度指定報告協会会員に限る。）は、店頭気配報告銘柄についての店頭気配の報告を所定の様式により本協会に届け出ることにより、当該銘柄の報告会員になることができる。ただし、本協会への届出は、原則として、当該銘柄の発行日の5営業日前までに行うものとする。

（報告会員による店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告開始日等）

第8条 報告会員は、原則として、店頭気配報告銘柄の発行日から、当該銘柄の店頭気配の報告を行うものとする。

2 報告会員は、原則として、店頭気配報告銘柄の償還日の属する月の前年同月の最終営業日まで、当該銘柄の店頭気配の報告を行うものとする。

（報告会員による店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告方法等）

第9条 報告会員は、店頭気配報告銘柄の店頭気配について、毎営業日の原則午後7時00分までに、本協会に報告するものとする。

2 報告会員が本協会に報告する店頭気配は、価格及び利回りとし、価格については額面100円につき1銭刻みの裸値段とし、利回りについては0.001%刻みの単利利回りとする。

3 報告会員が本協会に報告する店頭気配は、公社債店頭市場の動向、発行者の信用度、自社における売買状況等に照らし、適正なものでなければならない。

4 報告会員は、前項に規定する適正な店頭気配の報告が困難である場合には、所定の様式により遅滞なく本協会に届け出ることにより、当該銘柄の店頭気配の報告を行わないことができる。

（売買参考統計値発表制度指定報告協会会員である報告会員による店頭気配報告の特例）

第10条 売買参考統計値発表制度指定報告協会会員である報告会員は、売買参考統計値発表制度選定銘柄に係る自社の報告値が、店頭気配報告銘柄の店頭気配と同じ値である場合には、当該報告値をもって、前条に規定する店頭気配の報告に代えることができる。

2 前項に規定する報告の特例を受けようとする報告会員は、原則として、当該銘柄の発行日の5営業日前までに所定の様式により本協会に申請するものとする。

（報告会員による店頭気配報告の特例）

第11条 売買参考統計値の平均値又は中央値を顧客との売買の基準となる価格としている報告会員は、売買参考統計値発表制度選定銘柄である店頭気配報告銘柄について、店頭気配の報告を省略することができる。

2 前項に規定する報告の特例を受けようとする報告会員は、原則として、当該銘柄の発行日の5営業日前までに所定の様式により本協会に申請するものとする。

（店頭気配情報の発表等）

第12条 本協会は、報告会員から店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告を受け、これに基づき、各報告会員の店頭気配を一覧表にした「個人向け社債等の店頭気配情報」を発表する。ただし、店頭気配報告銘柄ごとの報告会員の名称の発表は行わないものとする。

2 前項に規定する店頭気配情報は、第9条第1項の報告時限において、2社以上の報告会員から報告を受けた店頭気配を発表することとし、報告会員が2社未満である場合には、当該店頭気配の発表は行わないものとする。ただし、単独引受幹事銘柄については、当該単独引受幹事会員1社のみでの報告であっても発表するものとする。

3 店頭気配情報の発表は、報告日の翌営業日に、本協会の所定の様式により行うものとする。

（店頭気配情報の発表開始日等）

第13条 店頭気配情報の発表開始日は、原則として、店頭気配報告銘柄の発行日の翌営業日とする。

2 店頭気配情報の最終発表日は、原則として、店頭気配報告銘柄の償還日の属する月の前年同月の最終営業

日の翌営業日とする。

(店頭気配報告責任者等の本協会への届出)

第 14 条 報告会員は、店頭気配報告責任者 1 名及び店頭気配報告担当者 2 名を定め、所定の様式により本協会に届け出るものとする。

2 報告会員は、前項に定める店頭気配報告責任者及び店頭気配報告担当者を変更した場合には、所定の様式により遅滞なく本協会に届け出るものとする。

付 則

- 1 この理事会決議は、本協会が別に定める日から施行する。
- 2 この理事会決議の施行日前に、既に本邦において公募により円貨建て(払込元本、利金及び償還元本の全てが円貨であるもの)で発行された有価証券であって、証券取引法第 2 条第 1 項第 4 号に掲げる有価証券(新株予約権付社債及び短期社債を除く。)又は同法第 2 条第 1 項第 9 号に掲げる有価証券で同項第 1 号から第 4 号までに掲げる有価証券の性質を有するもの(新株予約権付社債及び特定社債並びに短期社債等を除く。)のうち、引受主幹事会員が主として個人に取得させることを目的に発行者から引受けを行ったものとして、当該引受主幹事会員から本協会に届出が行われたものについては、個人向け社債等とみなして、この理事会決議を適用する。
- 3 本協会は、前項に基づき個人向け社債等として届出を受けた銘柄につき、店頭気配報告銘柄の選定を行うものとする。ただし、この場合においては、理事会決議 4 に規定する「当該銘柄の発行日の前営業日までに」を「本理事会決議施行日の前営業日までに」と、理事会決議 7 、 7 、 10 及び 11 に規定する「当該銘柄の発行日の 5 営業日前までに」を「本理事会決議施行日の 5 営業日前までに」と、理事会決議 8 に規定する「店頭気配報告銘柄の発行日」を「本理事会決議施行日」と、理事会決議 13 に規定する「店頭気配報告銘柄の発行日の翌営業日」を「本理事会決議施行日の翌営業日」と読み替えるものとする。

(注)「本協会が別に定める日」は平成 15 年 4 月 28 日。

付 則 (平 17. 2. 9)

この改正は、平成 17 年 2 月 9 日から施行する。

(注) 1 自主規制会議規則第 12 条に基づき、「自主規制会議決議」として取り扱う。

2 改正条項は、次のとおりである。

5 を改正。

付 則 (平 18. 4. 18)

この改正は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

5 を改正。

付 則 (平 19. 9. 18)

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

全体を条、項、号で表記する。

旧 1、旧 2、旧 3、旧 4、旧 5、旧 6、旧 7、旧 9、旧 10、旧 11、旧 12、旧 14 を改正。

付 則（平21.11.17）

この改正は、平成21年12月30日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第9条第1項を改正。

国内CP等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等に関する規則

(平10. 6.19)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、協会が行う国内CP等及び私募社債の売買その他の取引（以下「売買取引等」という。）の勧誘等に関し、必要な事項を定め、もって投資者の保護に資することを目的とする。

(法令、規則等の遵守)

第2条 協会員は、顧客又は他の協会員との間で、国内CP等及び私募社債の売買取引等を行うに当たっては、この規則によるほか、金融商品取引法（以下「金商法」という。）その他関係法令、諸規則を遵守しなければならない。

(定 義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 国内CP 金商法第2条第1項第15号に掲げる約束手形及び同項第17号に掲げる証券又は証書で同項第15号に掲げる約束手形の性質を有するもののうち、国内において発行されたものをいう。
- 2 短期社債等 社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第127条において準用する同法第66条（第1号を除く。）に規定する振替外債のうち、社債、株式等の振替に関する命令第10条の11第2項に規定する短期外債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、投資信託及び投資法人に関する法律第139条の12第1項に規定する短期投資法人債（以下「短期投資法人債」という。）、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債（以下「短期債」という。）及び農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債（以下「短期農林債」という。）をいう。
- 3 国内CP等 国内CP及び短期社債等をいう。
- 4 私募 新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘のうち、金商法第2条第3項第2号イ、ロ及びハに該当するものをいう。
- 5 私募社債 私募により国内において発行される有価証券のうち、次に掲げるものをいう。

- イ 金商法第2条第1項第4号及び第5号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券及び短期社債等を除く。）並びに同項第17号に掲げる有価証券で同項第1号から第5号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債券及び短期社債等を除く。）
- ロ 金商法第2条第1項第11号に掲げる投資法人債券

（遵守事項）

第4条 協会員は、顧客に対する国内CP等及び私募社債の売買取引等の勧誘に際し、当該顧客の投資経験及び資力等に適合した投資が行われるよう十分配慮するものとする。

（外国証券の売買取引等の勧誘等を行う場合の取扱い）

第5条 国内CP等及び私募社債のうち「外国証券の取引に関する規則」（以下「外国証券規則」という。）に定めのあるものに係る売買取引等の勧誘等に当たっては、外国証券規則の定めるところによるものとする。

第2章 国内CP等の売買取引等に係る勧誘等

（国内CP等の勧誘を行う場合の取扱い）

第6条 協会員が顧客に対し国内CP等（短期債及び短期農林債を除く。）の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下「勧誘」という。）を行うに当たっては、発行体と協会員との間で締結する買取り並びに販売に関する契約書等において定める「発行体等に関する説明書」等を当該顧客の求めに応じて交付する等の方法により、発行情報及び証券情報の説明に努めるものとする。

（勧誘によらず売り付ける場合の取扱い）

第7条 協会員は、顧客に対し勧誘を行わずに国内CP等（短期投資法人債、短期債及び短期農林債を除く。）の売付け又は売付けの媒介（委託の媒介を含む。）を行う場合には、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理、保存する等適切な管理を行わなければならない。ただし、顧客の買付けに係る注文が他の協会員若しくは金融商品仲介業者を経由する場合又は当該注文が他の協会員若しくは金融商品仲介業者の勧誘に基づくものである場合を除く。

（取引状況等の報告及び発表）

第8条 協会員は、短期社債等の取引の状況等について、所定の様式により本協会に報告するものとする。

2 本協会は、前項により協会員から報告された短期社債等の取引の状況について、発表

する。

第3章 私募社債の売買取引等に係る勧誘等

(勧誘を行う場合の取扱い)

第9条 協会員は、私募社債の取扱い業務を行う場合には、顧客又は他の協会員に対し、発行体の作成する発行者情報及び証券情報を記載した資料を当該顧客又は他の協会員の求めに応じて交付する等の方法により、発行者情報及び証券情報の説明に努めるものとする。

2 協会員は、私募社債の売買取引等（前項の取扱い業務に係るものを除く。）を行う場合は、私募社債の発行体はその社債要項等により私募社債の保有者及び保有者に指定された購入予定者の求めに応じその者に対し当該私募社債に係る発行者情報及び証券情報を直接又は保有者を經由して提供する旨を約しているときには、顧客又は他の協会員に対し、当該情報（金商法に基づき開示が行われている情報を含む。）を記載した資料を当該顧客又は他の協会員の求めに応じて交付する等の方法により、発行者情報及び証券情報の説明に努めるものとする。

(勧誘によらず売り付ける場合の取扱い)

第10条 協会員は、顧客に対し勧誘を行わずに私募社債の売付け又は売付けの媒介（委託の媒介を含む。）を行う場合には、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理、保存する等適切な管理を行わなければならない。ただし、顧客の買付けに係る注文が他の協会員若しくは金融商品仲介業者を經由する場合又は当該注文が他の協会員若しくは金融商品仲介業者の勧誘に基づくものである場合を除く。

(取引状況等の報告及び発表)

第11条 協会員は、私募社債の取引の状況等について、所定の様式により本協会に報告するものとする。

2 本協会は、前項により協会員から報告された私募社債の取引の状況について発表する。

付 則

この理事会決議は、平成10年6月19日から施行する。

付 則（平10.10.21）

この改正は、平成10年10月21日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第1 3. (5)を改正。

付 則 (平12. 6. 27)

この改正は、平成12年7月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第1 3. (1)を改正。

付 則 (平12. 11. 22)

この改正は、平成13年1月6日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第1 3. (1)を改正。

付 則 (平13. 3. 30)

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第2 3. 及び第3 2. を改正。

付 則 (平14. 3. 22)

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第1 3. (5)を改正。

付 則 (平14. 12. 26)

この改正は、平成15年1月6日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

(1) 第1 3. (2)から(5)を(3)から(6)に繰り下げて(2)を新設し、旧(3)及び旧(5)を改正。

(2) 第2 1. 及び3. を改正。

付 則 (平 15. 5.27)

この改正は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第 1 3. (2)を改正。
- (2) 第 3 1. (2)及び 2. を改正。

付 則 (平 16. 3.17)

この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 旧第 2 1. から 4. までを同 6. から 9. に、旧第 3 1. から 3. までを同 10. から 12. に改める。
- (2) 8. 及び 11. を改正。

付 則 (平 16. 11.26)

この改正は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

- (注) 1 自主規制会議規則第 12 条に基づき、「自主規制会議決議」として取り扱う。
- 2 改正条項は、次のとおりである。
8. 及び 11. を改正。

付 則 (平 18. 4.18)

この改正は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

3. (2)、6. 及び 8. を改正。

付 則 (平 19. 9.18)

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

(注) 1 本理事会決議を「理事会決議」から「自主規制規則」に改めるとともに、規則の名称を変更。

2 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 全体を章、条、項、号で表記する。
- (2) 旧第 1 1、旧第 1 2、旧第 1 3、旧第 1 4、旧第 1 5、旧第 2 6を改正。

- (3) 旧第2 7を削除する。
- (4) 旧第2 8、旧第2 9、旧第3 10、旧第3 11、旧第3 12を改正し第7条から第11条として繰り上げる。

付 則 (平 20. 9. 16)

- 1 この改正は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。
 - 2 株式会社商工組合中央金庫法（平成 19 年法律第 74 号）附則第 38 条の規定により、なお効力を有するとされた短期商工債は、改正前の規定を適用する。
- (注) 改正条項は、次のとおりである。
第3条第2号、第6条、第7条を改正。

付 則 (平 20. 11. 18)

この改正は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）附則第 1 条本文に規定する同法施行の日から施行する。

- (注) 改正条項は、次のとおりである。
- (1) 第3条第2号を改正。
 - (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）附則第1条本文に規定する同法施行の日」は平成21年1月5日。

付 則 (平 20. 12. 9)

この改正は、平成 20 年 12 月 12 日から施行する。

- (注) 改正条項は、次のとおりである。
第3条第4号を改正。

付 則 (平 24. 6. 19)

この改正は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

- (注) 改正条項は、次のとおりである。
第8条第1項及び第2項を改正。

付 則 (平 28. 3. 15)

この改正は、平成 28 年 3 月 15 日から施行する。

- (注) 改正条項は、次のとおりである。

第3条第2号を改正。